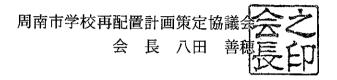


平成19年3月26日

周南市教育委員会 教育長 田中 克 様



周南市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について (答申)

平成18年11月28日付け周教総第1022号で諮問のあった周南市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について協議を行った結果、次のとおり答申します。

記

全国的に少子高齢化が進む中で、周南市においても小学校で昭和57年、中学校では昭和61年を最後のピークに、児童生徒数はその後緩やかな減少が続いてきた。このため、多くの学校で学級数が減少し、学校の小規模化が進展してきた。こうした学校の小規模化が進む現状は、各学校間において学校規模のアンバランスを生じさせ、教育環境の不均衡の他、教育効果への影響も危惧されている。

既に全国の自治体においては、学校教育の充実を目指した学校規模の適正化、そして学校の適正配置への取組が行われているところもある。

周南市学校再配置計画策定協議会では、人間力の育成を念頭におき、周南市の現状及び将来を勘案し、児童生徒が健やかに育まれる教育環境を最優先として、学校における適正規模の基本的な考え方、適正規模の基準、適正配置の方法、適正配置の基本的な考え方について様々な検討を行い、周南市の学校における学校規模及び学校配置のあり方について計画案として作成した「周南市学校再配置計画(案)」(別添)をもって答申する。

本来、学校の適正規模については、法制面ではあくまで「標準」であり、最良の教育環境の改善を期待したとしても、一概に学級数の上限、下限をもって判断できるものではない。それゆえに、今日の社会状況が激しく変化するなかで、多様な教育改革への取組によって学校も大きく変革していく状況を考えれば、あくまでも望ましい規模として結論を出さざるを得ないところである。

学校の適正配置については、適正な学校の規模の確保を目指すものであり、その方策として、通学区域の変更、学校の統廃合等が組み合わされて改善されていくものである。各学校やその通学区域はそれぞれの歴史とともに地域社会との深い結びつきをもち、学校そのものはまちづくりや防災の拠点としての機能を併せ持っている。

このような役割を考慮し、学校の適正配置は、地域関係者、保護者の意見を尊重しながら、学校・地域・行政が連携し、一体となって進めていく必要がある。このために、学校別に個々の事例毎に具体的な方策を検討し、今後の学校のあり方や、統廃合時におけるその跡地利用も含めて、関係者等の理解を得て再配置の対象校の再配置について、具現化に向けて実施計画を策定し進めていくことが必要である。

最後に、この答申をひとつのきっかけとして市民一人ひとりが教育を取り巻く諸問題を真剣に考え、より良い周南市の教育に向かって発展することを切に期待するところである。

# 周南市学校再配置計画(案)

~子どもたちの豊かな人間力を育むために~

(報告)

平成19年3月

周南市学校再配置計画策定協議会

# 目 次

寸	<b>ドビ</b> も	もたち	5の豊かな人間力を育むために ・・・・・・・・・ 1
1	<u> </u>	学校規	見模の適正化の意義と現行制度 ・・・・・・・・・・ 2
	(1)	学校	定規模の適正化の意義
	(2)	学核	党規模等に係る現行制度
2	?	国南市	fの児童生徒数、学級数の推移及び将来推計 ・・・・・・・ 4
	(1)	児童	生徒数、学級数の推移及び将来推計
	(2)	学校	規模ごとの学校数の推移及び将来推計
	(3)	その	)他
3	足	日南市	iの学校規模からみた課題と学校の小規模化に係る問題点 ・・ 7
	(1)	学校	規模からみた課題
	(2)	学校	での小規模化に係る問題点
4	: 居	南市	fの学校の適正規模 ・・・・・・・・・・・・ 10
	(1)	適正	規模の基本的な考え方
	(2)	学校	で適正規模
5	居	南市	「の学校の適正配置 ・・・・・・・・・・・・ []
	(1)		の適正配置の方法
	(2)	適正	配置の基本的な考え方
6	•		学校再配置計画 ・・・・・・・・・・・・・・ 13
			置の対象校
	(2)	計画	の推進にあたって
資	:	积	1 ~ 5
冥	•	17	ı U
×	別	J途添	付
	周南	市学	校再配置計画策定協議会設置要綱
	周南	i市学	校再配置計画策定協議会委員名簿

開催経過等

# ~ 子どもたちの豊かな人間力を育むために ~

# 学校教育と人間力

人間力とは、内閣府「人間力戦略研究会議報告書(平成15年4月)」によれば、「社会を構成し運営するとともに自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義されており、構成要素として知的能力的要素に加え、社会・対人関係力的要素、自己制御的要素の三要素で構成され、これらを総合的にバランスよく高めることが人間力を高めることとされている。

学校教育においても、学力のみならず、この人間力の育成が目指されるべきである。そして、そのため多様な児童生徒や教員との出会いによる社会性や人間性に関する学びの場として、学校の適正規模に対する配慮は不可欠となる。

この周南市学校再配置計画(案)はこうした観点から周南市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について計画案として策定したものである。

平成19年3月 周南市学校再配置計画策定協議会

# 1 学校規模の適正化の意義と現行制度

学校規模の適正化に取り組む意義、また、学校の規模や配置を考える際に前提となる現行制度は、次のとおりである。

# (1) 学校規模の適正化の意義

学校は、多様な考えや体験を持つ児童生徒が集団を通して切磋琢磨し、学びあう場であり、また、その機会を与えるという役割を持っている。

したがって、効果的な教育活動を展開するためには、教科等の学習はもとより、 運動会、文化祭等の学校行事やクラブ・部活動等においても一定規模の集団を確 保する必要がある。

児童生徒の個性を伸ばすとともに、社会性を育て、生きる力を身に付けるためには、学習や生活の場として望ましい学校規模(=適正規模)を実現することが必要である。

# (2) 学校規模等に係る現行制度

#### 学級編制

- ・ 学級編制は、同学年の児童生徒により、1 学級 40 人以下で編制することを原則としている。
- ・ 学級編制の基準は、国の法律 (注 1) が定める児童生徒数を標準にして山口 県教育委員会が定めてきたが、現在は、児童生徒数の実態を考慮して必要な 場合に、国の標準を下回る数を定めることができるようになった。
- ・ 山口県では、同学年の児童生徒数で編制する1学級の人数の基準は、小学校では40人、中学校においては、平成16年度から35人学級化に向けて加配教員と非常勤講師の配置を行っている。また、小学校においては平成12年度から1年生で36人以上の学級に学級担任を補助する教員を配置する「楽しい学び舎づくり推進事業」を実施している。

また、複式学級(注2)の編制基準は小学校16人(第1学年の児童を含む学級は8人)、中学校8人である。これらは、実際に学級編制を行う際の1学級あたりの上限の数を示している。

#### ② 通学区域

学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定されている。市町村の教育委員会は、これを基に、通学距離・通学時間、河川や主要幹線道路等の地理的条件、町内会等の地域との関係を踏まえ、通学区域を定め、児童生徒が就学すべき学校の指定を行っている。

#### ③ 学校規模

学校規模については、学校教育法施行規則第17条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。」とあり、中学校についても、同規則第55条において小学校の規定を準用するとされている。

また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条で、これを「適正な規模」としている。

なお、旧文部省助成課資料の「これからの学校施設づくり(昭和59年)」では、 次のとおり学級数に基づき学校規模を5段階に分類している。

学校規模
過小規模
小規模
適正規模
大規模
過大規模

(注1) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条

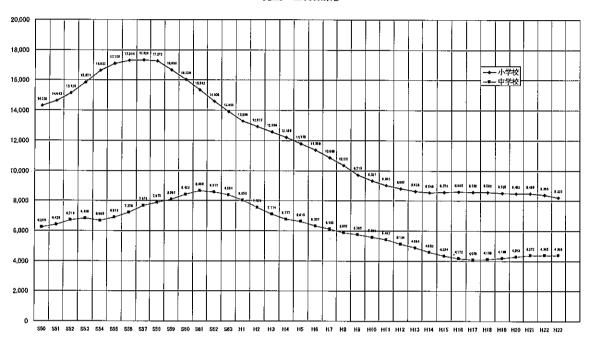
(注 2) 複式学級: 数学年の児童、生徒から成る学級。小学校設置基準及び中学校設置 基準の第5条で、特別の事情があるときは、数学年の児童、生徒を1 学級に編制することができるとしている。

# 2 周南市の児童生徒数、学級数の推移及び将来推計

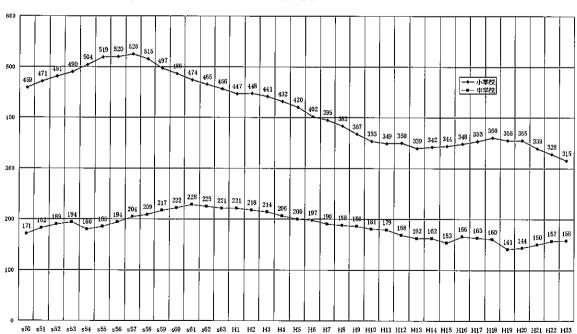
周南市立小中学校の児童生徒数、学級数の推移及び将来推計は、次のとおりである。

# (1) 児童生徒数、学級数の推移及び将来推計

児童・生徒数推移



学級数推移



※ 周南市立小学校の児童数及び学級数のピークは昭和57年、中学校の生徒数及び学級数のピークは昭和61年。

※ 各データについて、児童生徒数・学級数は、各年 5 月 1 日の学校基本調査による。 なお、学級数において、平成 18 年度までは実学級数で、平成 19 年度以降は標準学 級数で表記している。

小学校の児童数は昭和 57年の 17,326 人をピークに、中学校の生徒数は昭和 61年の 8,656 人をピークに、平成 18年には、12,690人(児童数:8,582人、生徒数:4,108人)となり、ピーク時に比べ、いずれも半減している。

5 年後の平成 23 年には、全体では 51.5%減の 12,593 人 (児童数:8,225 人、生徒数:4,368 人) となる見込みである。

学級数は、昭和 57 年に小学校 525 学級、昭和 61 年に中学校 228 学級あったが、 平成 18 年は 520 学級 (小学校:360 学級、中学校:160 学級) となり、小学校で 165 学級、31.4%減少、中学校で 68 学級、29.8%減少、平成 23 年には、全体で は 37.2%減の 473 学級 (小学校:315 学級、中学校:158 学級) になる見込みで ある。

なお、各学校ごとの児童生徒数、学級数の現状及び将来推計については、資料 1~4のとおりである。

#### (2) 学校規模ごとの学校数の推移及び将来推計

#### 小学校

	S 5 7	H18	H 2 3
規模(学級数)	校	校	校
過小規模(1~5)	10	11	11
小規模(6~11)	10	8	10
適正規模(12~18)	5	10	11
大規模 (19~30)	11	6	2
過大規模(31以上)	3	0	0
計	39	35	34

② 中学校

	S 6 1	H18	H 2 3
規模(学級数)	校	校	校
過小規模(1~5)	7	5	6
小規模(6~11)	4	6	5
適正規模(12~18)	2	4	4
大規模(19~30)	6	2	2
過大規模(31以上)	0	0	0
計	19	17	17

小学校では、昭和57年と平成18年を比較すると、適正規模校は5校増加しているが、これは、大規模校、過大規模校が小規模化したことによるものである。

また、5年後の平成23年は、小規模校、過小規模校、適正規模校については、 平成18年と概ね同数であるが、大規模校が2校に減少している。 中学校では、昭和61年と平成18年を比較すると、適正規模校は2校増加しているが、これは、大規模校が小規模化したことによるものである。

また、5年後の平成23年は、大規模校、適正規模校については、平成18年と概ね同数であるが、過小規模校が1校増加している。

#### (3) その他

# 学校数

昭和59年から昭和62年の58校(小学校:39校、中学校:19校)をピークに、 児童生徒数の減少に伴う統廃合により、平成18年には、52校(小学校:35校、 中学校:17校)となっている。※休校中の学校を除く

# ② 1校当たりの児童生徒数

アー小学校

S57: 444. 3  $\land$  → H18: 245. 2  $\land$  (▲44. 8%) → H23: 241. 9  $\land$  (▲45. 6%)

イ 中学校

S61:455.6 人  $\rightarrow$  H18:241.6 人 (▲47.0%)  $\rightarrow$  H23:256.9 人 (▲43.6%)

# ③ 1学級当たりの児童生徒数

ア 小学校

S57:33.0 人  $\rightarrow$  H18:23.8 人 ( $\triangle$ 27.9%)  $\rightarrow$  H23:26.1 人 ( $\triangle$ 20.9%)

イ 中学校

S61: 38.0 人  $\rightarrow$  H18: 25.7 人 ( $\blacktriangle$ 32.4%)  $\rightarrow$  H23: 27.6 人 ( $\blacktriangle$ 27.4%)

#### ④ 1校当たりの学級数

ア 小学校

S57:13.5 学級 → H18:10.3 学級 (▲23.7%) → H23:9.3 学級 (▲31.1%)

イ 中学校

S61:12.0 学級 → H18:9.4 学級 (▲21.7%) → H23:9.3 学級 (▲22.5%)

#### ※ 資料 1~4 参照

H18とH23の比率は、S57又はS61との対比である。

# 3 周南市の学校規模からみた課題と学校の小規模化に係る問題点

# (1) 学校規模からみた課題

- ① 今後5年間の将来推計を踏まえると、過大規模校は存在せず、大規模校も 小中学校あわせて4校となる見込みであり、基本的には過大規模校・大規模 校の問題は発生しないと考えられる。
- ② 複式学級編制を導入している過小規模校は、現在 (H18.5.1 現在) 小学校 11 校、中学校 1 校の合計 12 校ある。

その大部分が山村地域に位置し、自然環境に恵まれ、学校の創意工夫と家庭や地域の協力の下に、地域に根ざした教育が実践されてきたが、小学校で5学級以下、中学校で2学級以下という状況であり、豊かな人間性や社会性を育むためには、一定以上の規模が望まれる。

また、教科担任制である中学校では、全教科に専門の教員を配置できないという問題がある。

- ③ 過小規模校のうち、現在、複式学級編制になっていない 3~5 学級の中学校が 4 校あり、②の場合と同様に、全教科に専門の教員を配置できないという問題がある。
- ④ 今後も児童生徒数、学級数が減少傾向にあることを踏まえると、6~11 学級の小規模校(小学校 8 校、中学校 6 校)においても、過小規模校と類似の問題点が潜在している。

#### (2) 学校の小規模化に係る問題点

学校の小規模化が教育効果にもたらすメリット・デメリットは、本来、各学校の教育活動や児童生徒の状況、地域と学校の関係等、学校を取り巻く様々な状況との関連性を考慮しながら判断すべきものである。

しかしながら、総じてそのメリットは小規模な学校でなければ得られないというものではなく、大規模な学校においても工夫次第で生かすことができるものが多い。その反面、デメリットについては、小規模な学校では物理的に解決することが難しいものが少なくない。

今後、少子化の進行とその影響を看過できない本市において、上記の点を踏まえ、小規模化によるデメリットをできる限り解消するための方策を検討しなければならないことから、小規模化によるメリットを認識しつつも、敢えて、小規模化に係る問題点を以下クローズアップする。

# ① 学習指導上の問題

- ・ 体育・保健体育等で集団ゲームやダンス、音楽での合唱・輪唱、合奏等 集団規模が小さいと学習そのものの成立が難しいことがある。
- ・ 競い合う機会が少なくなり、運動会(体育祭)、スポーツ活動等での盛り 上がりに欠けることがある。また、運動会(体育祭)での集団競技や演技、 遠足、自然体験教室等での集団活動の活性化が難しい。
- ・ 話し合い活動や協同作業的な集団活動では、学級人数が少ないと意見の 多様性に欠けたり、全体の作業量が限られたりするため、学習内容の深ま りや広がりが難しいことがある。
- ・ 教員の絶対数が少ないことから、各教科に応じた教員をバランス良く配置することや、習熟度別学習等に対応した指導体制を組むことに支障が生じる。

#### ② 生活面の問題

- ・ 複式学級や1学年1学級の単学級になると学級編制替えができないため、 学級のルールや児童生徒の中の価値観が固定化されがちになり、多様なも のの見方、考え方を学んだり、そこから児童生徒自らが新しいルールや人 間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- ・ 複式学級や単学級になると児童生徒は卒業まで同じ学級集団で過ごすことになり、人間関係が深化する反面、固定化もされるため、人間関係上の 問題等が発生した場合には、学級編制替えによる問題の解消が難しいこと があり、転校を余儀なくされる可能性がある。
- ・ 教員が研修や出張等で学校を離れるときに、教員数が少ないために、自 習の学級が多くなることや、放課後等の児童生徒の活動が制限されること がある。

# ③ 学校運営上の問題

- ・ 単学級となった場合は、学年を一人の教員で運営することになり、各教 科等の指導計画、評価計画、教材研究等を全て個人作業で行うこととなる。 また、共同研究が難しく、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくな り、1 学年に複数学級をかかえる学校に比べ指導力の向上に影響がでてくる。
- ・ 中学校において、特に実技を伴う教科では教員1名対応での業務、指導、 研究にならざるを得ない場合がある。
- ・ 校務分掌は学校規模の大小にかかわらず取り組むべき事項があるため、 教員一人で何役もこなすこととなり、教員の負担が増加するため、一人ひ とりの児童生徒へのきめ細かい指導や教材研究を行う時間が制約される。
- ・ 教員数が少ないため、緊急対応時や学級運営に問題が生じた場合、他の 教員による支援体制を構築することは困難であり、学校運営全体に影響を 及ぼす。
- ・ ある程度の教職経験者でないと学年運営にあたれないため、初任者を採 用することができず、教職員の年齢構成に偏りが生じ、学校運営上活性化 に欠けることがある。
- ・ 市の研究会・研修会等への参加について、全教科、領域等で対応することができず、学校として教科によっては最新情報等の入手が困難になる。

また、厳しい財政状況が続く中、学校施設の改築問題をはじめ、現行の学校施設のすべてを将来にわたって維持、更新していくことが非常に困難であることから、教育効果並びに財政効率の観点から一定の政策的な取捨選択及び重点投資をする必要がある。

# 4 周南市の学校の適正規模

学校の小規模化に係る問題点等を踏まえ、児童生徒の教育環境、学校運営面から学校の適正規模の基本的な考え方をまとめ、周南市における適正規模を定める。

# (1) 適正規模の基本的な考え方

# ① 児童生徒の教育環境

- ・ 児童生徒が個性を発揮し、主体性や社会性を身につけていくためには、 多様な価値観を持つ仲間と触れ合える適切な学校規模が望ましい。
- ・ 複式学級や単学級は、人間関係の固定化により様々な弊害を生じやすい ため、クラス替えの効果が発揮できる学級数を確保する必要がある。
- ・ 教員と個々の児童生徒との関わりが十分に保たれ、児童生徒間において も集団に対する帰属意識や連帯感が希薄にならない学校規模が望ましい。

# ② 学校運営

- ・ 同学年や同教科の教員が互いに指導方法等を相談研究し、教育効果を高めていくためには、1 学年 2~3 学級程度の規模が望ましい。
- ・ 教科担任制である中学校に関しては、各教科に対応する教職員の確保や 指導をより充実したものにするため、全校の学級数が12学級以上あること が望ましい。
- ・ 教員が学校の教育目標や諸課題を共通理解し、学年運営も効果的に進めるためには、小学校においては1学年4学級程度、中学校においては1学年8学級程度までが望ましい。

また、厳しい財政状況において、財政面での効率化を図り、あわせて教育面での高い相乗効果を求めるためには、分散して投資してきた学校施設をある一定規模にまとめていくことが望ましい。

# (2) 学校の適正規模

学校教育法施行規則第17条及び第55条では、「12学級以上18学級以下」を標準としているが、周南市の現状を踏まえ、原則として、周南市における学校の適正規模を次のとおり定める。

小学校:12学級以上18学級以下

中学校: 9学級以上18学級以下

※ 上記学級数は普通学級を基準としている。

(中学校については、より効果的なクラス替えができ、授業時数の多い5教科に複数の教員の配置を可能にし、選択教科が充実する1学年3学級、全校で9学級を下限とする。)

# 5 周南市の学校の適正配置

児童生徒数、学級数の将来推計を見据えながら、学校の適正規模に基づき、適 正配置の基本的な考え方を定める。

なお、本市においては上記学校の適正規模を基に過小規模校を小学校:5学級以下、中学校:2学級以下、小規模校を小学校:6~11学級、中学校:3~8学級と定義する。

#### (1) 学校の適正配置の方法

学校の適正配置の具体的な方法としては、「通学区域の変更」と「学校の統 廃合」が考えられる。

周南市の現状を踏まえると、まずは通学区域の変更を検討し、当該方法による対応に限界がある場合は、学校の統廃合を視野に入れて検討せざるを得ないと考えられる。

#### (2) 適正配置の基本的な考え方

ア 過小規模校については、原則として廃校し、近隣の学校へ統合する。

なお、通学距離 (注 3)・通学時間を考慮し、状況に応じて、スクールバス 等による通学手段の確保のための通学支援策を講ずる。 イ 小規模校については、校舎の改築時期等を捉えて、近隣の学校と合わせて 適正配置について検討することとし、当該校を含めた近隣の数校で、通学区 域の変更や統廃合に取り組む。

なお、通学区域の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全性確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、町内会区域との整合性等地域とのつながりを考慮する。

- ウ 適正配置に取り組む優先順位は、過小規模校、小規模校の順とし、現在、 複式学級編制をとっている学校の適正配置に最優先で取り組む。
- エ 適正配置にあたっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情に十分 配慮し、慎重に行うことが望ましく、児童生徒数や学級数の将来推計、学校 の小規模化に伴う問題点等について、保護者、地域住民等と十分に協議を行 い、学校の適正配置の必要性について、共通理解と協力を得て進めていく。
- オ 統廃合によって生ずる建物や土地は、貴重な財産として、地域住民のニーズ等を踏まえ、幅広い視点で全市的に有効活用を検討していく。
- カ 廃校になる学校の特色のある教育活動について、統合先の学校教育の中で も継続していくよう配慮していく。
- ケ 学校の適正規模、適正配置は、普通学級数を基礎とするが、特別支援教育 ・ (注4) への移行を見極めつつ、特別支援学級についても考慮し進めていく。
- (注3) 義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条:「通学距離が、小学校にあっては概ね4km以内、中学校にあっては概ね6km以内であること。」・

#### (注4) 特別支援教育

従来の特殊教育のように担当する職員が専門的に進めるものではなく、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害について全ての教員が正しく理解し、適切な支援を行うこと。

# 6 周南市学校再配置計画

児童生徒数、学級数の将来推計、適正規模、適正配置の基本的な考え方に基づき、次のとおり再配置計画を策定する。

なお、詳細な計画については、別途実施計画を策定することとする。

# (1) 再配置の対象校

ア 過小規模校(小学校:5学級以下、中学校:2学級以下):13校

1 小学校:11校

	H 1	. 3	H	18	Н2	2 3
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
【徳山地区(東部)】	人	学級	人	学級	人	学級
粭島小学校	9	3	13	3	16	2
大島小学校	40	4	25	3	20	3
【徳山地区(北部)】						
四熊小学校	14	3	14	3	15	3
大向小学校	14	3	10	3	11	3
大道理小学校	18	3	19	3	17	3
須磨小学校	16	3	5	2	3	1
中須小学校	41	5	20	3	23	3
長穂小学校	56	6	33	3	18	3
【徳山地区(島しょ部)】		9	10			
大津島小学校	6	3	10	3	4	l
【新南陽地区(北部)】 和田小学校	86	6	96	6	55	5
【熊毛地区】 八代小学校	49	5/	29	3:	17	3

#### 2 中学校:2校

	H 1	3	H	1.8	H 2 3		
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
	人	学級	人	学級	人	学級	
【徳山地区(北部)】							
中須中学校	30	3	19	3	11	2	
【徳山地区(島しょ部)】 大津島中学校	8	3	2	1	3	1	

- ※ 上記小中学校は、全て複式学級編制校となる。
- ※ 久米小学校譲羽分校は、複式学級編制をとっているが、平成19年4月に久米小学校に統合される予定のため明記していない。
- ※ 上表中、児童数及び学級数に特別支援学級は含まない。

イ 小規模校(小学校:6~11学級、中学校:3~8学級):17校

1 小学校:10校

	H 1	. 3	H	1 8	Н 2	2 3
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
	시	学級	人	学級	人	学級
【徳山地区(西部)】		•				
夜市小学校	157	6	123	6	108	6
戸田小学校	171	6	192	6	161	6
湯野小学校	74	6	73	6	50	6
【徳山地区(北部)】						
沼城小学校	385	12	334	11	215	8
【新南陽地区】						
福川小学校	303	11	290	. 12	279	10
福川南小学校	312	12	398	12	288	11
【熊毛地区】	İ					
三丘小学校	94	6	83	6	71	6
高水小学校	139	6	102	6	109	6
大河内小学校	181	6	180	6	178	6
【鹿野地区】						
鹿野小学校	201	7	156	6	124	6]

# 2 中学校:7校

	H	1 3	H	1 8	Н	2 3
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
【徳山地区】	人		人		人	
菊川中学校	226	6	206	6	213	
【徳山地区(東部)】 鼓南中学校	31	3	26	3	21	3
【徳山地区(西部)】 桜田中学校	226	7	204	6	204	6
【徳山地区(北部)】 須々万中学校 翔北中学校	254 51	7	176	6	168	6
加北中子仪	110	<u></u>	40	3	28	3
【新南陽地区(北部)】 和田中学校	45	3	47	3	54	3
【鹿野地区】 鹿野中学校	142	6	113	4	82	3

<sup>※</sup> 上表中、児童数及び学級数に特別支援学級は含まない。

# (2) 計画の推進にあたって

- ア 計画期間は平成19年度から平成23年度の5年間とし、実施計画に基づき、 保護者、地域関係者等と協議を進め、学校再配置に向けての合意を取り付け る期間とする。
- イ 5年後(平成23年)の児童生徒数、学級数に基づき対象校を定める。
- ウ 過小規模校は、原則として廃校し、近隣の学校と統合することとし、複式 学級編制の学校の再配置を最優先で取り組む。
- エ 小規模校は、校舎の改築時等を捉えて、通学区域の変更や統廃合により再 配置に取り組む。
- オ 再配置を進めるに当たっては、統合方法、スクールバス等の通学手段、校 舎等の跡利用等について、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、理解と協力を得て進めていく。
- カ 地域の実情に基づき、地域拠点校 (注 5) として学校の存続を考慮する場合がある。
- キ 社会経済情勢、学級編制基準の見直し等の教育制度改革、保護者、地域住 民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じて計画を見直すことがある。
- (注5) 学校の適正規模の基準に満たない過小規模及び小規模校の中で、その学校の属する地域(校区)が地形的に他の地域と遠方で隔たりがあり、かつ他の地域の学校への通学手段の確保が困難で、また、将来に亘って学校を存続するための児童生徒数が見込まれる地域の学校のこと。

# 資 料

- 資料1 小学校別児童数推移及び将来推計
- 資料 2 小学校別学級数推移及び将来推計
- 資料 3 中学校別生徒数推移及び将来推計
- 資料 4 中学校別学級数推移及び将来推計
- 資料 5 規模別学校数推移及び将来推計

#### (注)

- 1 資料 1・3 は、各年度 5 月 1 日現在 (平成 19 年度以降は見込み)の普通学級数と特別 支援学級をあわせた児童又は生徒数である。
- 2 資料 2・4 は、各年度 5 月 1 日現在(平成 19 年度以降は見込み)の普通学級と特別 支援学級をあわせた学級数である。

# ○規模別学校数推移及び将来推計

# 1 小学校

学級数	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	昭和 61年	平成 2年度	平成 7年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
_1~5	10	9	10	11	10	9	11	11	12	11	11	11	11	12	10	10	11	11
6~11	15	9	11	10	10	11	9	9	9	10	8	8	8	. 6	8	8	8	10
12~18	4	8	8	10	9	_ 11	13	13	13	11	11	10	10	10	11	13	13	11
19~30	7	10	9	7	9	. 6	3	3	2	4	5	6	6	6	5	3	2	2
_31~_	2	3	1	1	0	Ō	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	38	39	39	39	38	37	36	36	36	36	35	35	35	34	34	34	34	34

# 2 中学校

学級数	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	昭和 61年	平成 2年度	平成 7年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
1~2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	2	2	2
3~8	10	11	9 ,	9	9	10	12	11	11	11	10	9	8	8	7	7	7	7
9~18	5	4	5	4	5	6	5	5	5	7	4	6	6	7	7	7	6	6
19~30	3	3	5	6	5	3	2	2	2	0	3	2	2	0	1	1	2	2
31~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	18	18	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17

# 周南市学校再配置計画策定協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 周南市立小・中学校(以下「学校」という。)における教育環境の整備と学校運営の充実を目的とし、学校の適正規模・適正配置に関する基本計画を策定するため、周南市学校再配置計画策定協議会(以下「策定協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 策定協議会は、計画の策定に関し、次の各号に掲げる事項について調査・ 検討を行い、教育長に報告する。
  - (1) 学校の適正規模及び適正配置に関すること。
  - (2) 学校再配置の基本方針に関すること。
  - (3) 前各号に掲げる事項のほか、策定協議会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 策定協議会は、10名以内の委員で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 学校関係者
  - (3) 幼稚園、保育園関係者
  - (4) PTA
  - (5) 地域代表者
  - (6) 公募市民

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から意見提言を行った日までとする。 ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。
- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者 の残任期間とする。

# (会長及び副会長)

- 第5条 策定協議会に会長及び副会長各1名を置き、会長は委員の互選とし、副 会長は会長が指名する。
- 2 会長は、策定協議会を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のあるときは、その職務を代理し、会 長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

- 第6条 策定協議会は、会長が招集する。
- 2 策定協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 策定協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決 するところによる。
- 4 会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会長は会議を非公開とすることができる。

# (意見聴取及び資料提出)

第7条 会長は、検討を進めるにあたり必要と認めるときは、策定協議会において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

#### (事務局)

第8条 策定協議会の事務局を、周南市教育委員会総務課に置く。

# (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附則

#### (実施期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 11 月 28 日から施行する。
- 2 策定協議会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

# 周南市学校再配置計画策定協議会委員名簿

敬称略

				<del></del>	现外的
組織・団体等	等の名称 	団体名	役職名	氏名	備考
学識経	験者	徳 山 大 学	教授	八田善穂	学長補佐
学 識 経	験 者	徳山工業高等専門学校	助教授	一色 誠子	市行政評価委員
学 校 関	係者	周南市小学校校長会	会 長	村田正樹	徳山小校長
学 校 関	係者	周南市中学校校長会	会長	村中民義	岐陽中校長
幼稚園、保育	園関係者	周南市公立幼稚園長会	会 長	有馬 映子	今宿幼稚園長
P T A 関	係者	周南市小学校PTA連合会	会 長	原田光浩	遠石小育友会長
P T A 関	係者	周南市中学校PTA連合会	役員	北村一志	鼓南中育友会長
地域代	表者	周南市徳山自治会連合会	理事	松田三男	夜市地区自治会連合会長
市	民	市民	公募委員	野村浩美	
市	民	市民	公募委員	尾上邦義	

#### ・・・・・ 開催経過等 ・・・・・

#### ≪第1回≫

日 時: 平成 18年 11月 28日(火)午後 6時~

場 所 : 周南市本庁 3 階第 2 会議室

出席者: 10名

議 題: (1)学校再配置計画について

① 基本的な考え方 ② これまでの取組と今後の予定

(2) 本市の小中学校の現状

(3) その他

#### ≪第2回≫

日 時: 平成19年1月9日(火)午後5時30分~

場 所: 周南市本庁3階第2会議室

出席者: 9名

議 題: (1) 本市の小中学校の現状について

① 関係法令について ② 教職員配置基準について ③ 遠距離通学対策について

④ 通学区域について

(2) 小中学校の適正配置に関するアンケート調査結果

#### ≪第3回≫

日 時: 平成19年1月30日(火)午後5時30分~

場 所: 周南市本庁2階第2応接室

出席者: 9名

議 題: (1) 前回会議における委員の質問に対する回答

① 小中学校の適正配置に関するアンケート調査結果 問19における学級規模別集計結果

② 遠距離通学者対策の状況 ※予(決)算関係資料

(2) 周南市における学校の適正規模の基準について

#### ≪第4回≫

日 時: 平成19年2月6日(火)午後5時30分~

場 所: 周南市本庁2階第2応接室

出席者: 9名

議 題: 周南市学校再配置計画(案)について

#### ≪第5回≫

日 時: 平成19年2月20日(火)午後5時30分~

場 所: 周南市本庁2階第2応接室

出席者: 9名

議 題 : (1) 学校再配置計画(案)新旧対象について

(2) 地域拠点校について

(3) 入間力について

#### ≪第6回≫

日 時: 平成19年3月6日(火)午後5時30分~

場 所 : 周南市本庁2階第2応接室

出席者: 9名

議 題: 学校再配置計画(案)について ※報告書

平成 19年3月

周南市学校再配置計画策定協議会